

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和4年2月24日（木曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後2時22分
場 所	市役所本庁舎6階 会議室6-7・8		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 太田 縁 前田 伸一 岡田 信俊 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p>【下水道部】</p> <p>下水道部長 高木 要輔 次長兼下水道企画課長 山根 陽一 下水道企画課課長補佐 松尾 一繁 下水道企画課財務係長 遠藤 幸二 下水道企画課主査 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 敦賀 裕貴 下水道企画課下水道管理室主査 田中 裕史 下水道経営課長 太田 潤一 下水道経営課課長補佐 本村 裕司 下水道経営課普及係長 前田 誠 下水道建設課長 河田 耕一 下水道建設課課長補佐 福山あゆみ 下水道建設課主査 吉村 幸治 下水道建設課建設第二係長 井上 幸一</p> <p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 永井 利幸 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 小森 毅彦 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲干 典史 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭 建築指導課参事 山田 泰弘 建築指導課課長補佐 森田 健 建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 大角真一郎 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 長石 良幸 次長兼鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史</p>		
傍 聴 者	1人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時0分 開会

【下水道部】

◆雲坂 衛委員長 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから建設水道委員会を開催します。

本日の日程でございますが、初めに下水道部の先議分について、説明、質疑、討論、採決ま

で行い、その他報告を受けた後、令和4年度の当初予算の説明を受けたいと思います。その後、都市整備部の審査へと進めてまいります。なお、令和4年度の当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行いたいと思います。都市整備部、明日の水道局におきましても、そのように進めていきたいと思います。

説明に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、執行部及び委員の皆様方をお願いいたします。

それでは、高木下水道部長に御挨拶いただいた後、説明に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高木要輔下水道部長 おはようございます。

下水道部の高木でございます。本日の議案でございますが、議案第23号は令和3年度一般会計の補正、また、議案第38号は下水道等事業会計の補正予算で、事業費確定に伴う精算などに基づいて計上しております。

その他につきましては、先日2月17日に、下水道等事業運営審議会から答申がなされたので、その概要を御報告するものでございます。

また、予算審査特別委員会建設水道分科会のほうでは、議案第5号は令和4年度の一般会計の、そして、議案第21号は下水道等事業会計の予算でございます。下水道部の諸施策に必要な経費を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 それでは、先議分、議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を受けたいと思います。太田課長。

○太田潤一下水道経営課長 はい。下水道経営課、太田です。では、一般会計のほうの補正予算につきまして、下水道部の部分、説明させていただきます。説明に当たりましては、お配りしています2月補正の予算の資料、資料1のほうによりまして、おおむね100万以上のものについて、順次担当課から説明させていただきます。

それでは、資料1、3ページ御覧ください。衛生費、保健衛生費の公害対策費、合併処理浄化槽設置費補助金でございます。補正額は152万2,000円の減額補正でございます。減額の内訳ですが、県支出金が87万6,000円の減、一般財源が64万6,000円の減となっております。実績による確定の部分でございますが、当初予算につきましては、新規4基、転換6基ということで計上しておりましたけども、実績見込みが8基、新設6基、転換2基ということになったもので、減額補正をするものでございます。下水道経営課は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。続きまして、下水

道等事業会計への繰出金の補正について御説明いたします。

下の農林水産業費、他会計繰り出し、下水道等事業会計へ繰り出し、予算書では114ページでございます。補正額3億8,619万2,000円の増額。これは、集落排水事業への繰り出しでございます。

また、ページの下の木費、他会計繰り出し、下水道等事業会計へ繰り出し、予算書では126ページです。補正額1億288万6,000円の減額でございます。これは、公共下水道事業への繰り出しとなります。

繰出金の補正額の合計については記載しておりませんが、この2つ合わせまして2億8,330万6,000円の増額補正としております。この2億8,000万余りのうち、2億分ですが、下水道等事業会計、いわゆる企業会計のほうで資本費平準化債を10億借入れする予定にしておりましたところ、8億の借入れで賄えるということになったことにより、その差額2億分が、繰出金として増額となったものでございます。ですので、実質の事業費実績見込み等による増額については、8,000万円余りというふうになります。

ここで、公営企業会計、下水道等事業会計への繰出金について簡単に御説明いたします。資料はございませんが、下水道等事業会計では、使用料収入や建設の財源であります国交付金、県補助金や、長期の借入金である企業債のほか、一般会計からの繰出金により経営を賄っております。この繰出金は、総務省が定めております繰り出し基準、いわゆる雨水公費・汚水私費の原則に基づいて、繰り出ししているものでございます。

具体的にいいますと、公費負担であります雨水処理経費や、私費の負担であります汚水処理経費の中で、適切な使用料を徴収しても賄うことのできない経費については、一般会計の負担すべき経費としておまして、繰り出しの対象としては、維持管理費と公債費になります。また、本市の下水道等事業会計では、2つの公共事業と4つの集落排水事業、計6事業に分かれておまして、今回、農林水産業費で計上する繰出金は、集落排水事業、いわゆる農集、魚集、林集、小規模の経費に当たるもので、土木費に計上する繰出金は公共下水道、公共、特環の経費に充てられるものでございます。

本市では、先ほどの6事業を1つの会計で運営しておりますが、各6事業においても、収支が不足することがないように運営していく必要がありますので、今回の補正は、6事業の実績見込みによる増減のほかに、会計上資金不足が見込まれる集落排水事業と公共事業との間で、不足額の調整を行ったことによるものです。

以上で、下水道部、一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 なしということで、質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号令和3年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、先議分、議案第38号令和3年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を御説明ください。山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。資料としましては資料2ですね、よろしいでしょうか。資料2、表紙をはぐっていただきまして3ページ、補正予算の概要でございます。下水道等事業会計は、収益的収支と資本的収支から構成されており、このたび事業費の確定等に伴い、予定額を補正するものでございます。

まず、収益的収支、いわゆる3条予算、事業経営に関する予算、經常予算でございますが、収入の補正予定額が3億1,500万円余りの増額です。その下、支出補正額1億800万円余りの減額です。

次に、資本的収支、4条予算ですが、建設改良に要する予算、投資的予算でございます。収入の補正予定額は、4億2,700万円余りの減額、支出は、2億2,200万円余りの減額です。それぞれ説明させていただきます。6ページを御覧ください。

これより、補正予定額おおむね100万円以上の項目について御説明いたします。収益的収入の事業収益、上から、1営業収益の補正予定額は、3億1,800万円余りの増額を予定しております。内訳としましては、下水道使用料収入が、補正額8,100万円余りの増額を予定しております。これは、当初の見込みのときに、コロナ禍などの影響を考慮して、収入予算を計上しておりましたが、今年度の調定額等の状況を基に増額を見込んでおります。

その下、2他会計負担金、一般会計負担金は、補正額2億3,700万円余りの増額です。これは、高資本費対策に要する経費による増額と、資本平準化債の発行額が確定したことに伴うもので、先ほど一般会計で御説明しました平準化債の借入を、当初では10億予定しておりましたが、8億の借入で賄えるようになったことによります。

その下、3他会計補助金、一般会計補助金は、補正額220万円余りの減額で、これは、東部広域行政管理組合への負担金の確定により、その財源である一般会計補助金を減額するものでございます。

その下、4その他営業収益、手数料は、補正額100万円余りの増額です。これは、下水道等使用料督促手数料が増額になったためでございます。

続きまして、2営業外収益の補正予定額は、280万円余りの減額を予定しております。内訳は、他会計負担金、一般会計負担金が、補正額540万円余りの減額です。これは、汚水分の起債利子償還額の確定に伴うもので、償還財源であります一般会計負担金を減額するものでございます。

その下、5雑収益、その他雑収益、補正額230万円の増額は、受託工事事務費等の増による

ものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。収益的支出、事業費用の上から、1営業費用の全体としましては、補正額1億1,700万円余りの減額となります。主な理由は、事業費の確定によるものでございますが、まず、1管渠費全体の補正予定額が480万円余りの増額となっております。主な内容としましては、委託料、補正額160万円余りの減額で、これは、包括的民間委託の決算実績見込みによるものでございます。

その下、修繕費ですが、補正額500万円余りの増額。これは、マンホール鉄蓋の修繕が増加したことに伴うものでございます。

その下、負担金は、補正額190万円余りの増額。これは、道路修繕工事に伴う市道管理者への負担金の増額によるものでございます。

続きまして、2ポンプ場費でございますが、全体補正額2,100万円余りの減額となります。内容としましては、委託料ですが、光熱水費の実績見込み等に伴う包括的民間委託費の減額によるものでございます。

その下、3処理場費、全体の補正予定額9,900万円余りの減額となります。主な補正内容、同じく委託料は、補正額9,700万円の減額で、これも包括の関係です。消耗品費、光熱水費等のユーティリティー費の実績に伴う減額によるものでございます。

その下、手数料は、補正額190万円余りの減額です。これは、汚泥引き抜き手数料の実績見込みによるものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。表の中ほど、7総係費の負担金でございますが、補正額220万円余りの減額です。これは、先ほど収入のほうで説明いたしました東部広域行政管理組合への負担金の確定による減額でございます。

続きまして、下の2営業外費用ですが、全体の補正予定額は、110万円余りの減額となります。主な内容としましては、支払い利息及び企業債の企業債利子が、補正額550万円余りの減額で、これは、借入額の確定によるものでございます。

その下、消費税及び地方消費税、補正額430万円余りの増額ですが、これは、決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、9ページ御覧ください。3特別損失、その他特別損失が、補正額990万円余りの増額で、これは、貸倒引当金繰入額の決算実績見込みによるものでございます。

以上により、収支の一番下に、収支の差引きでございます。補正額の計が8億6,100万円余りとなっております。収益的収支予算では、8億余りの黒字を予定しておるところでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。資本的収入でございます。まず、1企業債ですが、補正額4億6,400万円余りの減額です。補正の内容としましては、建設企業債が、補正額2億6,400万円の減額、これは、建設改良費の実績見込みによるものでございます。

また、次の準建設企業債は、資本費平準化債の発行額が確定したことにより、補正額2億円の減額となっております。

その下の補助金は、補正額が1,600万円余りの減額です。補正の内訳としましては、国交付

金が補正額 2,300 万円余りの減額で、建設改良費に対する社会資本整備交付金の配分が決定したものと。

その下、県補助金ですが、補正額 670 万円の増額で、これも、建設改良費に対する県補助金の配分が決定したことによります。

その下、出資金ですが、一般会計出資金が、補正額 5,200 万円余りの皆増ですが、建設改良費の事業費の実績見込みに伴い、一般会計が負担する出資金が確定したことによります。

続きまして、4 負担金及び分担金ですが、補正額 1,400 万円余りの増額となります。補正の内訳ですが、受益者負担金が補正額 440 万円余りの減額で、科目更正によるものです。

その下、分担金ですが、補正額 1,500 万円余りの増額で、特別使用分担金等の実績を見込むものでございます。

次の加入金は、補正額 390 万円余りの増額で、集落排水施設加入金の実績を見込むものでございます。

次に、一番下の 6 その他資本的収入ですが、補正額 1,400 万円余りの減額で、これは、下水道管移設補償費などの実績を見込むものでございます。

続きまして、11 ページを御覧ください。資本的支出は、主に、国交付金事業配分の決定による建設改良費の実績見込みによる補正でございまして、1 つ目の管渠費が、補正額 2 億 4,300 万円余りの減額、2 ポンプ場費が、補正額 7,300 万円余りの増額、3 処理場費が、補正額 5,400 万円余りの減額、次のページ、12 ページでございまして、12 ページの上、固定資産購入費、土地購入費が、補正額 400 万円余りの皆増でございます。各費目の主な補正内容につきましては、後ほど下水道建設課のほうより御説明いたします。

以上によりまして、ページの中ほどですが、資本的収支の差引きは、補正後の計で、マイナスの 30 億 1,900 万円余りとなりました。資本的収支は、30 億円余り資金が不足しているということでございます。この資本的収支予算で足りない 30 億円余りの補填財源を、下の表に示しております。補填財源の計の欄でございますが、当年度分損益勘定留保資金から 9 億 8,600 万円余り、過年度分損益勘定留保資金から 19 億 7,700 万円余り、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の 5,500 万円余りで補填する見込みでございます。下水道企画課からは以上です。

◆雲坂 衛委員長 河田課長。

○河田耕一下水道建設課長 失礼します。下水道建設課の河田です。同じ資料の 4 ページに戻っていただきまして、資料 2 の 4 ページです。私のほうからは、主要な建設改良事業の補正について説明させていただきます。

最初に、公共下水道の管渠整備事業費でございます。これは、下水道の未普及を解消するための污水管の整備、また、浸水被害の防止や軽減を図るための浸水対策、管渠の安全性を高めるための耐震化や長寿命化対策、さらに、県道や市道の道路改良工事に伴います下水道施設の移設などを実施した事業でございます。事業の決算見込みに伴います 2 億 1,193 万 8,000 円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、他事業との調整により、当初予定していた工事の一部が今年度実施できなくなったこと、また、工事請負費の減額に伴い、水道管

やガス管などの移転補償が一部不要になったことなどによるものでございます。

次に、公共下水道のポンプ場整備事業でございます。これは、吉成ポンプ場で、雨水ポンプ設備の増設工事を実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴います7,367万1,000円の増額補正でございます。補正理由といたしましては、国の補正予算に対応するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。次に、公共下水道の処理場整備事業でございます。これは、河原浄化センターの汚泥処理設備改築工事などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴います、7,371万円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、河原浄化センター改築工事において、一部工事の内容を見直したことによるものです。

次に、集落排水整備事業の建設改良費でございます。これは、平成29年度より実施している東郷地区の施設統合事業において、山ヶ鼻地区、高路地区を東郷処理区に接続するための管路工事や、県道の道路改良工事に伴う集落排水施設の移設を実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴います1,275万8,000円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、当初見込んでいた集落排水施設の移設工事が、道路改良工事の進捗の遅れなどにより、一部不要になったことなどによるものです。

最後に、固定資産購入費でございます。これは、令和3年7月豪雨により、吉成南町で発生した浸水被害の対策として、新たに雨水管を敷設するための土地を購入するものです。事業費の決算見込みに伴います402万5,000円の増額補正でございます。補正理由といたしましては、7月豪雨において、特に甚大な被害が生じた吉成南町の浸水被害を早急に対応するため、土地購入費を新規計上することによるものです。なお、雨水管敷設工事も、令和4年の出水期、6月までに完了する予定です。以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。前田委員。

◆前田伸一委員 資本費平準化債とこの一般会計からの繰り出しの関係性なんですけれども、ちょっとまだよく分からないところがありまして、前の議会で、この資本費平準化債の意義みたいなところは伺ったんですけども、じゃあ、具体的にどういうふうにならされてきて、この2億円の減ということになつたのかとといったところが、ちょっとよく分かりませんし、そもそも初めに、この資本金平準化債ということの2億円の減というのが決まって、そこは減るので、足りないところを一般会計のほうから繰り出してきたのかなっていうふうにも思うんですけど、その辺のちょっと考え方を聞かせてください。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根です。繰出金とその資本費平準化債との関係ですが、少し分かりやすく言いますと、繰出金の一部を平準化債で充てているというようなイメージを持っていただくと分かりやすいかと思うんですけども、本来といいますか、繰出金というのは、一般財源で充てられるということですけども、その一部を平準化債の部分で調整していると、平準化債を、起債を打つことで補填しているというようなイメージです。

ですので、平準化債が、例えば、今回10億予定していたところを8億にするということは、不足の2億円分は、一般財源として繰り出しのほうが増えますよと。逆に、資本費平準化債が増えれば、一般財源で繰り出す繰出金が減りますよというようなイメージになります、お金の流れ、感じで言いますと。平準化債というのは、やみくもに打てるわけではない起債でして、あくまでも、やはり起債は起債ですので、借りなければ借りないほうがいいわけですが、それも、一般財源のほうの財源が、余裕がないと打てませんしということで、その辺のバランスを取って、当初は10億円を打つという予定にしてみましたけども、一般会計側とのやり取りの関係で、8億でいいですよと。要は、2億円分は一般財源で補填することができるようになったから、8億でいいですよというような、事前にそれは、一般会計側と打合せをさせていただいて、その結果として、今回の補正で、資本費平準化債を8億で抑えると。その代わりに、足りない2億円については繰出金を増やしますので、下水道等会計の運営上の資金ショートが起こらないようにしていただくというようなところが、すごいざっくりとしたイメージの話になります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 はい。ありがとうございます。概略が分かりました。改めて再確認しておきますと、一般会計のほうからの繰出金といったところを優先するみたいな形で、できるだけ、この資本費平準化債というのは借りなければ借りないほうがいいんだと。できる限り、この一般会計からの繰り出しで対応できるところは決まったので、これだけは、その分、この資本費平準化債は減らすことができますよという考え方なんです。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。そのとおりでございます。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

◆雲坂 衛委員長 そのほか質疑のある方、順次御発言ください。先ほどは6ページでしたけれども、そのほかよろしいでしょうか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第38号令和3年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

「鳥取市下水道等事業運営審議会答申」について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、その他報告として、鳥取市下水道等事業運営審議会答申について御説明ください。山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。資料ですけども、

資料3、A4縦版の1枚物になります。令和3年度鳥取市下水道等事業運営審議会答申についてという1枚物の資料で御説明いたします。

昨年11月に、令和4年～6年までの3か年の下水道等使用料について、審議会のほうに諮問いたしました。今年2月17日に、審議会より鳥取市長に対し、現行使用料のまま下水道の使用料金のほうですが、据え置くということが適当であるとの答申がございました。審議の内容につきましては、昨年12月議会の本委員会への報告内容と重複しますが、向こう3年間の使用料収入見込額と、使用料の対象経費の見込額を試算しましたところ、現在の使用料で、必要な経費を賄える見込みであることから、使用料の据置きが適当であるという結論に至ったものでございます。

ただし、答申に当たりましては、この下にありますように、附帯意見が付されております。大きく2つの観点から附帯意見をいただいております。1つ目は、経営健全化の取組についてで、具体的には、①～③の3点でございます。①ですが、施設の計画的な修繕と資本費の平準化ということで、今後、急速に進む施設の老朽化、施設の更新期を迎えることから、施設の計画的な修繕や鳥取市ストックマネジメント計画に基づく資本費平準化を図り、財政健全化に努力すること。②効果的な接続勧奨及び徴収率の向上ということで、下水道等事業は、下水道等使用料を基に経営しているため、下水道接続率の向上や徴収率の向上に努力すること。③基本使用料、従量使用料負担区分の検討ということで、使用水量の減少が懸念される中、中長期的な視点で、人口減少や排水需要の実態などを把握して、一般家庭にも配慮した上で、基本使用料、従量使用料負担区分間の見直しに向けた調査・研究を行うこととでございます。

2つ目ですけれども、(2)きめ細やかな広報活動についてで、事業の安定的な運営には、市民の皆様の理解と協力が不可欠であるため、多様な情報発信ツールを積極的に活用して、きめ細やかな広報活動の実施に努めることという附帯意見が付されております。

執行部としましては、答申の内容を尊重し、向こう3年間の事業運営に努めていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等はございますか。荻野委員。

◆荻野正己委員 附帯意見のほうの③の基本使用料、従量使用料負担区分の検討ということなんですけれども、ここで言ってる、一般家庭には配慮した上で、基本使用料、従量使用料負担区分の見直しに向けた調査・研究というのは、ここは具体的にというか、分かりやすいことと言えば、平たく言えばどういうことなのか、教えてほしいなど。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根です。③の基本使用料、従量使用料負担区分の検討の中での一般家庭にも配慮した上でという部分でございますけれども、まずは、前提として、これから人口減少、主には人口減少になるかと思っておりますが、いわゆる水利用が減ってくるという大前提があります。その中で、必要な下水道システムを運営するための経費は、最低限必要なものはやっぱりありまして、まずは、それは押さえていく必要があると。それは大前提の話でございます。ただ、それでも、今のままの料金体系で必要な経費が賄えない、賄

えない場合が来る前に、ある程度その料金を、一般家庭という言い方がちょっと、すごい抽象的な言い方になりますが、大口さんと小口さんというようなイメージでもいいかと思えます。使用水量の多いところ、少ないところというようなイメージでいいと思えますが、その辺の使用料を負担していただくバランスをよく考えて研究してくださいと。今は、どちらかという、大口さんが使われる使用料の単価が高いです、小口さんに比べると。なので、たくさん使えば使うほど、料金が割高という言い方がちょっと正確か分かりませんが、高めになるというような料金体系にはなっておりますので、その辺り、小口さんにも配慮しながら、いわゆる急激な負担増になったりとか、そういうことはなるべくならないような格好での、ことを配慮するというようなことになろうかと思えますが、いずれにしましてもその辺りを、ここにありますように、調査・研究しなさいということで、どう言ったらいいですかね、今こういう形を目指しておりますという言い方にはならないです。どういう使用料をいただくか、頂戴するかという理想的な形を研究しなさいということでありますので、その中で、配慮という部分で言えば、小口の一般家庭さんの負担が急に重くなったりとか、そういうことは、例えばですが、配慮していかなくちゃいけないだろうなというふうには考えているところでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 そのほか。山田委員。

◆山田延孝委員 今の話ですけども、ここで言っている、一般家庭に配慮した上でという言い方をちょっと勘ぐってみるとですね、将来的には一般家庭、いわゆる一般家庭の負担が増えてくる可能性があるようなニュアンスで受け止めるわけですけども、その辺りはどうでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。山田議員御指摘のとおり、今ここで、一般家庭への負担をすごい上げるとか上げないとかという結論は申し上げられないとこなんですけども、使用水量が減ってきて、今までどおり企業の大口さんが、順調に企業活動をされて、使用料負担していただけるのであれば、このようなことはないと思えますけども、いわゆる基本使用料の部分ですね、たくさん使う使わない、維持管理に必要な最低限の部分というのは、基本使用料というところでいただくことになるんですが、この辺の負担を、少し上げてこないとやっていけないのかな、持続的な経営というものは難しいかなという思いは、これは私の私見でございますが、あります。そういったことで、結果的に、その部分が上がるということは、小口さん、一般家庭にもその負担が増えるというようなことにつながる可能性は否定できないです。ただ、先ほど申し上げたように、あまりにも急激な、例えば値上げとか、そういうことにならないようには配慮していかなくちゃいけないよと。あくまでも、これからその辺りを調査・研究していきなさいということでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 岡田委員。

◆岡田信俊委員 はい。すみません。細かいことですけど、令和4年度～令和6年度の3年間というところですけど、何か、新聞報道が、年度と書いてなく、分かりにくい記載だったもので、確認しました。以上です。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。ここに、資料にございますように、令和4年度～令和

6年度の使用料をということで。

◆岡田信俊委員 はい。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 以上です。

◆雲坂 衛委員長 では、関連ということで、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。この基本使用料、従量使用料の負担区分の検討というのは、ぜひお願いしたいと思うんですけども、ちょっと確認ですけども、今、企業活動と一般市民の生きていく上での生活といいますか、基本的な生活ってということで、生命活動というか、それを、使用する量によって分けていくっていうか、たくさん使うところは企業活動をしているでしょうという、企業活動っていうか、収益活動っていうことに軸足の重きを置いてるでしょう。ただ、量の少ないところというのは、生活っていいますか、生活者の利用というふうなところに、その排水量といいますか、水を使用する量が少ないっていう方というのは、基本的にはその生活者の方が多いでしょうという。量を、判断基準にして決めているということじゃないかなと思うんですけども、まず、その点はどうなんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。前田議員御指摘のその少ない量を使っている区分の方が一般家庭で、大きい、量が多ければ事業所というようなことなのかというようなお問合せだったと思いますけども、きっちりそういうわけではないですけども、おおむねそういうふうな、そういう捉え方をしているということでございます。ひょっとしますと、比較的水量が少ないような部分にも、当然事業活動をされているような、事務所みたいなところは入ってくるでしょうし、個別の御家庭で、60立米も70立米も使われてる方ってというのは少ないかなとは思いますが、ゼロではないとは思いますが、一応水量で、おおむね見立てているというような御理解でいいとは思いますが。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 はい。技術の革新というか、進展で、企業も節水に投資をすれば投資をするほど、少ない水で事業が展開できるような方向性に、これから多分どんどんなってくると思うんですよ。そうしたときに、生活者のほうは、そこにそんな投資ができないわけですし、ぜひ、そうした水の量だけっていう観点ではなくして、何か別の、判断基準というか、そうしたところも、この研究の中で、ぜひ検討していただけたらありがたいというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。今の前田議員の御指摘についても含めて、調査・研究のほうを進めてみたいと思います。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。私のほうからは、この附帯意見の中で、きめ細かな広報活動を行うと、市民の理解と協力が不可欠であると、本当に御指摘のとおりだというふうに思います。現在、どのような広報活動を行っていて、具体的に何が足りないのか、例えば、情報の発信の仕方なのか、また内容なのか、また、これをどのように今後補っていかうとされているの

か、お示しただけならと思います。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。附帯意見の2つ目のきめ細やかな広報活動ということで、まず、今やらせていただいています広報活動の1つですが、下水道だよりというのを作っております、これを、今のところは年1回というようなところで発行して、ただ、これ、市報みたいに全戸配布というようなことではなくて、市役所で配布したり、今ですとイオンさんに場所をお借りして資料を置いているというようなことがございます。あと、市報等に、下水道の使い方に関するお願いとか、そういうようなことも一応してはおりますが、やはり、もうひとつというようなところもありまして、ですので、この辺りも、どういうことが効果的な広報活動につながるかというのは、我々もちょっと苦慮しているところでございます、正直言いまして。単純に、考えられるのは、その下水道だよりなるものを、もう少し回数を増やしてみるとかというようなことも1つは考えられるかとは思いますが、もう少し、正直言いまして、ちょっと決め手というのがまだ見当がつかない状況でございますので、まずは今進めている、やっていることをきちんとやるということで、回数を増やしてみたりとかということで対応していきたいなど、今のところは思っておるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい。しっかり広報していただきたいと思います。以前、下水道のほうに、私もお尋ねしたんですけれども、最近の小学生は、非常に環境教育のほうに充実しております、小学校4年生だったと思いますけれども、見学に下水道処理場のほうに訪れたりとか、あるいは、学校のほうで、そういった仕組みについて学習したりという機会が非常に多くございます。それで、子供に尋ねられるので、やはり保護者のほうも、鳥取市はどういうふうになっているんだろうかということで、私のほうにお尋ねがあったわけなんですけれども、そういったことを含めると、もう少しこのインフラ整備というか、どういうふうにか、今、鳥取市の下水処理が行われているのかとか、予算的なことだとか、もう少し分かりやすく広報していくことが、この現状をたくさん知っていただく、そして、前田委員のほうから御指摘がありましたけれども、やっぱり環境教育、それからSDGs、脱炭素、そういった環境問題について、多くの国民といいますか、企業も含めて取り組んでいますので、まずは現状、それから、下水の歴史といいますか、そういったものをしっかりと含めたものを広報していただいて、少し皆さんに、どちらかというと、市民のほうに関心が高いかもしれません。なので、現状をしっかりとお伝えすることが大切かなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。何か御意見ありましたら、よろしくお願ひします。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。今、太田議員さんのほうから貴重な御意見いただきました。一つ一つは言えませんが、今後の広報活動の参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 今の話と関連してなんですが、市報に入れてないと、年1回ということでもあるんですけども、なぜ市報に入れられないのかなど。なかなか難しいのかなど思ったり、広報の内容が専門的になるからというようなこともあるんかも分かりませんが。今指摘があったような内容を含めて言えば、そういった積極的に、やっぱり、こうもっと市民に考えてもらうという点では、やっぱり広報活動というのは大事な部分ではないかなというふうに思います。この点、どう思われてるんかっていうのをちょっと教えていただければと。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根でございます。荻野議員さんの今おっしゃった点につきましても、次の広報活動の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。以上です。

◆雲坂 衛委員長 吉田委員。

◆吉田博幸委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、その工業団地辺りが、もうほとんど売れておるといふようなことで、企業が進出してくる条件の1つが、水だろうが、いろいろあるんだろうけども、水のことを言われるんですね。ええ水が出るだけかといふようなこと、そういうようなことで、布袋とか山手の工業団地とか、そういうところはみんな水道を使ってもらったのだろうか。直結できるわけですよ、下水も。その辺はどういうふうに調べとんさる。みんな上水使ってもらったとる。

◆雲坂 衛委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 下水道企画課、山根でございます。今、吉田委員の御指摘は、例えば布袋工業団地のことですね。

◆吉田博幸委員 はい。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 一応、上水の供給側としては上水道だと思われませんが、私も全て把握してるわけではございませんが、たしか豆乳工場ですか、あそこに1社入ってたと思いますが、あの辺りは、独自の水処理施設を造っておられまして、あそこは、下水道には接続されていないです。それはそういうルールに基づいてやられていることなんですけども、そういったことです。その他は、少し全て下水道にしてるかどうか、多分入ってるとは思いますが、申し訳ございませんが、今、手元に資料はございません。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 吉田委員、よろしいですか。

◆吉田博幸委員 はい、ええです、ええです。

◆雲坂 衛委員長 はい。その他委員の皆様から質疑等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

以上で、建設水道委員会を一旦終了いたします。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午前10時53分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後1時0分 再開

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、建設水道委員会を再開し、都市整備部の議案審査を始めます。都市整備部の議案は、先議分とそれ以外のものがありますので、分けて進行します。御存じのことと思いますが、先議分議案は、説明、質疑、討論、採決まで、それ以外の議案は、本日は説明のみを受けることとしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案審査に入ります前に、岡都市整備部長に御挨拶いただきたいと思っております。

○岡 和弘都市整備部長 都市整備部長の岡です。ようやく空が明るくなってきましたけども、先週半ばぐらいからずっと雪が続いておりまして、毎日のように、朝になったら積もっているということで、除雪作業について、道路課が中心として、都市整備部、また、建設業者のほうも、大変非常に疲弊をしております、除雪は今日最後にしてほしいなと期待をしておるところです。

その中で、今日は委員会ということで、実績見込み等による2月補正、また、自家用有償バス条例の一部改正など5議案、また、市道における事故がありましたので、その御報告もさせていただきます。また、当初予算のほうは、先日概要説明をさせていただきましたけども、それ以外について御説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◆雲坂 衛委員長 それでは、説明に入ります前に、この場の皆様方に一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 23 号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 それでは、先議分、議案第 23 号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を御説明ください。永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。令和3年度の2月補正の説明をさせていただきますかと思っております。資料1を使いまして説明をさせていただきます。おおむね100万円以上の補正額について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料1の19ページ下段を御覧ください。一般会計の都市整備部歳出合計、補正額が2億7,494万4,000円の減額です。補正後の額56億4,437万5,000円となります。都市企画課所管分の補正予算について説明させていただきます。

4ページ上段を御覧ください。土木費、河川費、河川総務費、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。補正予算書は123ページ、事業一覧は50ページとなります。事業費の実績見込みにより減額するものがございます、5,851万7,000円を減額するものです。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

1つ下に下りまして、都市計画費の都市計画総務費、移動等円滑化促進事業費でございます。補正予算書は125ページ、事業一覧は50ページになります。鳥取市における高齢者・障がい者等の日常生活及び社会生活が確保された安全・安心なまちづくりを推進するため、ハード・

ソフト両面からなる一体的なバリアフリー化を図る必要があり、関係機関、関係者等で組織する協議会を設立し、全市的な移動円滑化促進方針、マスタープランと言われるものですが、こちらの計画を策定しております。策定に当たって、業務委託に係る請け差により、事業実績見込みを減額するものでございます。158万8,000円を減額するものでございます。

2つ下におきまして、街路事業費の県営事業負担金でございます。補正予算書は125ページ、事業一覧は51ページになります。事業費の実績見込みにより減額するものであり、1,117万9,000円を減額するものです。詳細については、後ほど説明いたします。

下段に記載しておりますが、都市企画課分の歳出合計は、7,279万円を減額補正し、補正後の額といたしましては、3億9,869万8,000円でございます。

5ページを御覧ください。急傾斜地崩壊対策事業負担金について説明いたします。県が実施する急傾斜地崩壊対策県営事業費に要する経費の一部を市が負担することにより、急傾斜地対策事業の促進を図るものでございます。本事業につきましては、青色の32地区で33の擁壁工事等が行われております。県事業の実績見込みによりまして、県事業の実績見込みの減額に伴いまして、市の負担金を減額するものでございます。補正額は5,851万7,000円を減額いたしまして、補正後の額といたしましては6,233万3,000円となります。

次に、6ページを御覧ください。県営街路事業負担金について説明いたします。県が実施する市域内の県道街路事業に要する経費の一部を市が負担することにより、幹線道路の整備を促進し、交通渋滞の緩和や利便性を確保するものでございます。今年度につきましては、黄色の立川甕山線の卯垣工区ほか2か所で事業が行われております。県事業の実績見込みによる減額に伴い、市の負担金を減額するものでございます。補正額は1,117万9,000円を減額いたしまして、補正後の額といたしましては、7,382万1,000円となります。都市企画課分については、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。交通政策課の補正予算につきまして、御説明申し上げます。資料1の7ページを御覧ください。総務費、総務管理費、企画費、補正額は439万4,000円の減額とさせていただきます。

細目4番の空港利用促進費の4番、鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金でございます。補正額は400万5,000円の減額とさせていただきます。こちらは、鳥取空港の利用促進と利便性の向上等を目的としました活動を行うため、鳥取空港利用圏域の自治体や商工会議所などの経済団体等で構成をいたします、鳥取空港の利用を促進する懇話会への負担金となっております。令和3年度は、コロナの影響によりまして、前年度からの繰越金が例年より多かつたために、会員の負担金を減額いたしまして、繰越金を活用しながら事業運営をすることが総会で決定されたことによるものでございます。

続きまして、目交通対策費、補正額は1億914万円の増額補正とさせていただきます。資料8ページを御覧ください。細目6番の地方バス路線維持対策費です。1番、地方バス路線維持対策補助金です。補正額は8,054万円の増額とさせていただきます。こちらは、バス路線の維持を図るために、路線バス運行費の赤字部分に対しまして、バス事業者に補助金を

交付するものでございます。令和3年度の当初予算では、前年度、令和2年度の運行分の赤字総額が3億4,700万円でしたので、令和3年度は、利用者の回復による運賃収入の増をある程度見込んでおりまして、令和3年度運行分の赤字総額を2億7,600万円といたしまして、令和3年1月臨時補正で、緊急支援金1億900万円を計上させていただいておりますので、そちらを差し引いた1億6,700万円を、当初予算に計上させていただいております。

今年度は、コロナの影響が長引いたことに加えまして、燃油代の高騰などの要因が相まって、赤字総額は、前年度を上回る3億5,654万円となりました。このため、3億5,654万円から緊急支援金の1億900万円を差し引きました、2億4,754万円が決算見込額となりまして、不足をする8,054万円の増額を計上させていただいております。

続きまして、9ページを御覧ください。細目8番、100円循環バス運行事業費、2番の100円循環バス運行費負担金でございます。こちら、補正額は2,843万2,000円の増額とさせていただいております。こちらは、100円循環バスくる梨の運行をお願いしております、バス事業者への運行費負担金でございます。くる梨につきましても、令和3年度当初予算編成時点で、前年度の実績見込額が7,430万円でございますので、コロナの回復による運賃収入の増をある程度見込み、6,000万円を当初予算に計上させていただいておりますが、コロナの影響の長期化による運賃収入の低迷ですとか、燃油代の高騰などから、令和3年度の実績見込額は8,843万2,000円となりまして、不足をする2,843万2,000円を増額補正、計上させていただいております。

続きまして、土木費、港湾費、港湾総務費、補正額は202万6,000円の減額でございます。細目4番、鳥取港振興対策費の3番、鳥取港振興会対策費、補正額は202万6,000円の減額補正としております。こちらは、鳥取港の施設整備や利用促進に取り組む鳥取港振興会の活動費への補助金となっております。こちらにもコロナの影響によりまして、船会社ですとか、旅行会社等へのポートセールスが計画どおりに実施できなかったことですとか、外国貿易を行う荷主に対する補助金などの減少に伴いまして、事業費が縮小したことによる補助金の減額となっております。

以上、交通政策課の補正額は、1億272万円の増額補正を計上させていただいております。交通政策課は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本でございます。引き続きまして、資料の10ページを御覧いただきたいと思っております。上の段の企画費は飛ばしまして、その下、商工費、商工業振興費、予算書は115ページでございます。全体で564万9,000円の減ということでございまして、いずれも事業実績に基づきます減額ということでございまして、一番上の中心市街地活性化助成事業費につきましては、このコロナ禍のため、イベントの申請件数が少なかったということで、150万円の減をさせていただくものです。

その下の中心市街地活性化推進事業費につきましては、これは、当初シェアサイクルの設置に向けました調査事業を予定しておりましたけれども、やはり同じように、コロナ禍ということに加えまして、関係者との調整に不測の日数を要してしまったということによりまして、全額271

万7,000円を落とさせていただくものでございます。

一番下の通行量調査委託費につきましては、これは、請け差によりまして、143万2,000円の減ということになりました。

最後に、11ページを御覧いただきたいと思いますが、都市計画費、都市計画総務費、予算書は125ページでございます。全体で193万8,000円の減ということでございまして、これも、いずれも財源更正及び事業実績に基づく減ということでございます。

このうち、一番下の鳥取駅周辺にぎわい創出事業費でございますが、これは、昨年5月から約2か月間実施いたしました、鳥取駅北口での社会実験ということで、建水の委員の皆様にも、管内視察ということで見ていただきました。御存じのとおり、あの時期に、ちょうど日本全国コロナ禍ということで、多くの地域で緊急事態宣言が発令された時期というのに重なってしまいまして、あの2か月間の間に、様々なイベントも同時に開催をしようということをしておりましたが、それが結果的にできなかったということによりまして、残念ですけれども、全額減額をいたすものでございます。

以上、中心市街地整備課ですが、補正額893万2,000円の減ということでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。都市環境課の補正は、資料の12ページでございます。土木費、土木管理費、土木総務費、殿ダム対策費でございます。補正予算書は119ページ、事業一覧は53ページとなっております。これは、ダム周辺地域の発展を図るために、周辺集落等が行うまちづくり事業等に要する経費に対する補助、これを全額行っていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、イベントが中止、または縮小となったことによる減額補正でございます。補正額223万9,000円の減、補正後の額2,041万6,000円でございます。

その下になります、河川費でございます。河川費、河川総務費のうち、樋門管理費でございます。補正予算書は123ページ、事業一覧は53ページです。これは、樋門等の操作委託業務の実績見込みによる増額補正でございます。補正額452万5,000円、補正後の額3,998万円でございます。

次が13ページになります。河川費、河川総務費のうち、治水対策事業費でございます。補正予算書は123ページ、事業一覧は、同じく53ページでございます。これは、道路事業とふくそういたします谷田川改良工事におきまして、工程調整した結果、翌年度へ繰り延べることにより減額補正でございます。補正額220万4,000円の減、補正後の額9,754万5,000円でございます。

その下です。河川総務費のうち、急傾斜地崩壊対策事業費、細々目が急傾斜地崩壊対策事業費でございます。補正予算書123ページ、事業一覧53ページです。これは、工損調査の事業費実績見込みによる減額補正でございます。また、財源更正といたしまして、工損調査の一部を起債計上してございましたけれども、これを一財に変更するものでございます。補正額185万9,000円の減、補正後の額864万1,000円でございます。

細々目2番、小規模急傾斜地崩壊対策事業費、事業一覧は同じく53ページでございます。詳細な調査によりまして、被害想定範囲の縮小や、工法等の変更による実績見込みの減額補正でございます。補正額500万円、補正後の額3,070万円でございます。

ページが一番下になりますけども、土木費、都市計画費、都市公園整備費、公園整備費のうち、公園整備事業費でございます。補正予算書125ページ、事業一覧は54ページとなっております。これは、県道拡幅工事に伴いますフェンス等の移設工事の精査や、また、請負差額等の実績見込みによる減額補正でございます。補正額532万5,000円の減、補正後の額8,660万6,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、14ページになります。都市計画費、公園管理費、芝生化推進事業費のうち、公園芝生化推進事業費でございます。補正予算書は125ページ、事業一覧は54ページでございます。千代川倉田緑地の野球場2面を芝生化する予定でございましたけども、災害復旧工事施工中のため、次年度以降に繰り延べることによります減額補正でございます。補正額800万5,000円の減、補正後の額1,227万9,000円でございます。

その下、都市計画費、公園管理費、ディスカバー湖山池推進事業費でございます。補正予算書125ページ、事業一覧54ページです。これは、毎年2回開催しております湖山池シーズンウォークに対する補助金ですけども、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止になったことによります減額補正でございます。150万の減額補正、補正後の額14万9,000円でございます。

次で、その下になります。災害復旧費、災害復旧費の公共土木災害復旧費、現年発生災害復旧費のうち、補助災害復旧費（都市環境課）分でございます。補正予算書は147ページ、事業一覧は54ページとなっております。これは、詳細設計によります工事費の減額によるものでございます。補正額4,737万9,000円の減、補正後の額が9,811万7,000円でございます。

その下、現年発生災害復旧費のうち、単独災害復旧費です。事業一覧が54ページ。これは補助要件ですね、被災水位の、被災水位というのがあるんですけども、これの証明ができなかったっちゃうことによりまして、補助要件に該当しなかった倉見谷川災害復旧工事を、単独災害復旧事業へ計上するものでございます。補正額875万5,000円の増、補正後の額5,182万円でございます。

都市環境の補正額合計6,255万3,000円の減、補正後の額10億717万9,000円でございます。

続けて、債務負担行為の変更のほうをちょっと説明させていただきたいと思います。事業一覧の75ページになります。事業一覧の75ページです。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する風紋広場の管理運営費の変更でございます。

事業の内容ですけども、風紋広場の維持管理及び事業に関する業務でございます。変更理由ですけども、令和3年9月に指定管理者の公募を実施しましたが、応募がなかったため、要項の内容を一部変更いたしまして、指名による候補者の再選定を行ったことによる限度額及び期間の変更でございます。限度額は704万8,000円、期間は令和4年度の1か年としております。

以上、都市環境課でございます。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。資料1の15ページを御覧ください。まず、資料の15ページでお願いいたします。内容欄におきまして、1道路管理費の括弧書きの部分の文字が消えております。文字の頭に、括弧と道路管理委託実績見込みという、路から入っているので、道という文字を入れていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、説明させていただきます。目道路維持費、細目道路管理費、予算書は121ページ、事業一覧は54ページとなります。252万1,000円の増額を計上させていただいております。これは、鳥取西地域、青谷の小畑地域のほか5路線から出た地区要望に関して、現地を確認した結果、破損が激しく、早急に安全性を確保しなければならず、道路管理費の緊急工事で実施すべき事象であったため、一般道補修費を減額し、道路管理費を増額するものでございます。補正後の額3億472万9,000円です。

目道路維持費、細目一般道補修費、予算書は同じく121ページ、事業一覧は、同じく54ページとなります。231万4,000円の減額をさせていただいております。理由は、先ほど説明したとおりでございます。補正後の額1億9,505万1,000円です。

続きまして、1ページ開いて、資料1の16ページを御覧ください。目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、補助災害復旧費、予算書は147ページ、事業一覧は55ページとなります。1億3,098万8,000円を減額させていただいております。これは、7月豪雨で被災した船木広岡線と、8月豪雨で被災した海蔵寺祢宜谷線での地滑りの範囲が想定範囲より大きく被災しており、復旧方法の検討に日数を要するため、工事費を全て減額するものでございます。補正後の額3億7,945万5,000円となります。

道路課、補正額合計1億3,126万円の減額、補正後の額27億3,926万8,000円となります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、尾坂です。よろしく申し上げます。引き続き、資料1の17ページを御覧ください。上から2番目、7番、がけ地近接等危険住宅移転事業費についてでございます。予算書は119ページ、事業一覧は55ページでございます。事業費実績見込みによる減としてしています。1件の実績があり、補正額は422万5,000円の減となりました。補正後の額は518万5,000円でございます。

続きまして、14番、石綿改修支援事業費でございます。事業一覧は55ページでございます。事業費実績見込みによる減としてしています。石綿の除去等の費用の助成についてですが、当初、事前に相談のありました3件を予算化しておりました。アスベスト含有調査の結果、含有がないということが分かったものが1件、また、コロナによる経営状況の悪化により、工事を中止したものが1件ありまして、実績は1件の助成となってしまう、2,851万7,000円の減となりました。含有調査につきましては、13件の実施予定があり、補正額は267万2,000円の減です。よって、補正額は3,118万9,000円の減となり、補正後の額は381万3,000円でございます。

続きまして、17番、住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費についてでございます。事業一覧は55ページでございます。事業費実績見込みによる減となっております。住宅の有料耐震診

断が9万円の減、住宅の耐震改修が400万円の減、一般建築物の耐震診断が278万6,000円の減、ブロック塀の撤去・改修が670万9,000円の減額となりまして、当初の見込みより減額となりました。補正額は1,386万4,000円の減となりました。補正後の額は2,081万7,000円でございます。

次に、19番、土砂災害特別区域内住宅建替等事業費についてでございます。実績はありませんでしたので、100万円の減となりました。

次のページ、18ページを開いてください。一番下ですけど、歳出の合計ですけども、建築指導課の補正後の合計額は、1億4,977万1,000円でございます。建築指導課は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。それでは引き続き、建築住宅課の補正について説明いたします。説明資料1の19ページを御覧ください。土木費、住宅費、公営住宅建設費の公営住宅等長寿命化対策費でございます。予算書では127ページとなります。補正前の額が2億1,879万7,000円、補正後1億7,786万7,000円、補正額4,093万円の減額でございます。これは、大森団地ストック総合改善事業で、1棟目の工事となるRG1棟の事業が確定したことにより、減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく19ページ、土木費、住宅費、公営住宅建設費、市営住宅屋根改修事業費でございます。予算書で、同じく127ページとなります。補正前7,602万2,000円、補正後6,608万7,000円、補正額993万5,000円の減額でございます。これは、6年間の年次計画で、5団地18棟の改修を計画している市営住宅の屋根改修事業に、令和元年度から着手しております。今年度は3棟の工事が完了し、この事業が確定したことにより、減額補正をお願いするものでございます。

以上、建築住宅課、補正前5億5,366万4,000円、補正後5億279万9,000円、補正額5,086万5,000円の減額でございます。以上、建築住宅課です。

◆雲坂 衛委員長 永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。繰越明許費について説明させていただきます。20ページを御覧ください。20ページ下段でございますが、都市整備部の令和3年度予算額15億7,077万4,000円で、繰越明許費合計7億9,814万5,000円を計上しているものでございます。都市企画課分については、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金と、県営街路事業負担金の2事業でございます。

21ページを御覧ください。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金については、青色で網かけした地区について、30の地区の31件で、県営事業である擁壁工事等において、遅延により繰越しを行うものでございます。繰越後の予算額6,233万3,000円に対しまして、繰越明許費4,779万円を計上するものでございます。

次に、22ページを御覧ください。県営街路事業負担金については、黄色で網かけした3つの路線の工区について、県営事業の遅延により、繰越しを行うものでございます。補正後の予算額7,382万1,000円に対しまして、繰越明許費5,784万2,000円を計上するものでございます。

以上であります。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。都市環境課の分ですけれども、同じく 20 ページでございます。都市環境課分、普通河川改良事業、治水対策事業、補助災害復旧事業の補助と単独ございまして、4事業で繰越しをさせていただいております。

23 ページを御覧いただきたいと思います。普通河川改良事業でございます。予算額 5,580 万円に対しまして、2,185 万 4,000 円の繰越しをお願いするものです。内海川改良工事と、湯坂谷川改良工事がございますけれども、農業従事者とか地権者等の交渉に不測の日数を要したためでございます。繰越後、4月か5月には完了する予定としてございます。

24 ページのほうをお開きください。治水対策事業でございます。9,754 万 5,000 円に対しまして、1,174 万円を繰越しさせていただきたいと思います。宮ノ谷川浸水対策工事と河原町佐貫地区の水路改修工事のこの2つの工事について、繰越しをお願いするものでございます。地権者との交渉に不測の日数を要したものと、地下埋設物件の工事が、当初予定より遅れたためでございます。

25 ページでございます。公共土木災害復旧事業でございます。補助と単独を示させていただいております。補助災害復旧事業は8か所、単独災害復旧事業は1か所で繰越しをお願いするものでございます。補助災害につきましては、9,811 万 7,000 円に対しまして、5,739 万 3,000 円、これは、前回の繰越額と合わせての合計額でございます。

単独災害復旧事業でございますけれども、5,182 万円に対しまして、2,372 万円を繰越しをお願いするものです。これも、前回の繰越額に今回の分を足し込んでございます。

都市環境課ですけれども、繰越額の合計 1 億 1,470 万 7,000 円でございます。都市環境課は以上です。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。道路課は、3事業繰越しをお願いするものです。資料1の 26 ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業、繰越予算額 6,506 万 4,000 円を計上しております。これは、12月議会までに承認していただいた 4,700 万円を含んだ額となっております。このたび黄色で着色している2か所の市道南岸線と、市道中郷2号線ほか2路線の繰越しをお願いするものでございます。繰越額は、1,806 万 4,000 円を新たに計上するもので、繰越理由は、関係者との協議に日数を要したものでございます。

引き続きまして、資料1の 27 ページを御覧ください。防災・安全交付金事業、繰越予算額 1 億 4,777 万 7,000 円を計上しております。繰越額には、12月議会までに承認していただいた 3,419 万 6,000 円を含んだものでございます。このたび黄色で着色している広西1号線などの7路線をお願いするものでございます。繰越額は、1 億 1,358 万 1,000 円を新たに計上し、繰越理由は、関係者との協議などに日数を要したためでございます。

続きまして、資料1の 28 ページを御覧ください。公共土木災害復旧事業費、補助災害復旧費 3 億 4,996 万 5,000 円を計上しております。繰越額には、12月議会までに承認していただいた 3 億 1,177 万 6,000 円を含んだものでございます。このたび、船木広岡1号線、海蔵寺祢宜

谷線、金沢瀬田蔵線は、地滑りの被害範囲が想定より多く、復旧方法の検討に要することから、測量設計費の業務を延期する必要が生じたものでございます。また、新たに、このたび、早牛勝部線なんですけど、今期の1月の降雪により被災したもので、早急に、1月の降雪により被災した地滑りで、早急に復旧する必要があるため、測量設計費等を繰り越すものでございます。道路課、繰越明許費5億7,780万6,000円となります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。山田委員。

◆山田延孝委員 地方バス路線の維持対策費で伺いたいと思います。こうしてバスに人が乗らないということは、当然赤字になるわけですが、関係者が努力されているにもかかわらず、相変わらず、赤字で推移ということです。そこで、実はですね、これとは直接関係はないんですが、実は、私の経験でちょっとお願いしたいというのもありまして、昨年12月の初めだったと思いますが、私、バスを結構使うものですから、私のところのバス停に行ったら、バスの時刻表が破れて破損しておりましてね、駅で降りてからバスターミナルに寄って、女性の職員の方だったと思いますが、こうこうで、あそこの停留所の時刻表が破損しておるので、貼り替えておいてほしいということをやったら、はい、分かりましたということでしたけれども、いまだにそのままになっております。やっぱり、こういうこと、小さなことかもしれませんが、バス利用者にとって、ひとつそういう、バスが利用しやすい環境づくりという観点からですね、ぜひとも、こういうことがないように、ひとつお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。場所は、河原町の上袋河原のバス停です。鳥取方面のバスの時刻表が、いまだに破損したままです。よろしくお願ひしたいと思います。取りあえず、お願ひでございます。

◆雲坂 衛委員長 そのほか質疑のある方は、順次御発言ください。山田委員。

◆山田延孝委員 河川費の樋門管理費ですが、説明があったわけですが、増額の理由が、御説明がなかったと思いますが、ちょっとひとつお願いしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。このたびの増額分は、国の管理しております樋門、国からの委託しております樋門につきまして、実績で増額になったというものでございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 はい。鳥取駅周辺にぎわい創出事業の、私たちが管内視察ということで視察をさせていただいた事業ですけれども、これ、減額ということであるわけなんですけれども、要するに、取りあえず、駅前の、広場を使った事業、やられたと思うんですけども、その辺の効果っていうのが、どうだったのかなというふうに思うわけなんですけど、その辺伺いたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本です。効果がなかったので減額をさせていただくというものでございます。詳しいことをお話しすると相当長くなるので、ここでは割愛しますが、基本的に、見ていただいた、テーブル、椅子、あるいは、芝生の部分と

いうのは、実施者が独自にクラウドファンディングであったり、あるいは、県産材の椅子を使った椅子で、テーブルだったりとか、それは県のほうから補助をいただいて実施をされたということで、本市の予算というのは、その効果に係る調査の部分を委託をしようとしていたというところがございますので、あの見ていただいた時点のまま、ずっと2か月行ってしまいましたので、まさしく、その効果というものは見られなかったということで、これは、何で見られなかったかといいますと、先ほど申し上げましたとおり、途中で、随時、いろいろにぎわい系のイベントを打ったり、あるいは、今はやりのワーケーションということで、ビジネスマンをターゲットとした、少し環境整備をしてみるだとか、いろんな仕掛けを実は考えていたんですけども、そういったものが、全てコロナということで実施をできなかったということでしたので、これは、その後調査に値しないなということで、断念をさせていただいたということがございます。このまま終わりにするというのも非常に心苦しいですので、できましたら、この次年度ですね、令和4年度に、何とか違う形で、そういった駅周辺のにぎわい事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 来年度、今回、この令和3年度の事業を総括する形で、令和4年度の事業に取り組んでいくというようなことだったと思うんですけども、どういったポイントに、思いを巡らしてってというか、こうした観点で、令和4年度は、この令和3年度を総括する形でやっていこうというような、この令和3年度の事業の効果がなかったんかも分かりませんが、どうしたところを反映させていくのかっていうのがありましたら、お願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本です。今回の一番の反省点といいますのは、反省点は、私どもが反省をするわけではないんですが、実施をされた方が、やはり県外の方だったということもあって、非常にこのコロナ禍になじまなかったというのが、一番大きな反省点でして、具体的にいいますと、途中で少しトラブルに、新聞紙上でもありましたトラブルがあったときに、本人がやはり鳥取にいなかったということで、そういったそのトラブル対応、市民対応というのが少しできなかったということに加えて、かなりコアなメンバーで実施をされましたので、少しこう面的な広がりといいますか、もともと市内で活動をされておられる、そういう事業者の方との連携というのが、すごい薄かったのではないかとというふうに考えておりますので、そういった反省を踏まえまして、次年度実施する場合は、やはりこれまで駅周辺だとか、市内でプレイヤーとして活躍いただいた方々を巻き込んで、今度は本市が中心となって、にぎわいづくりをしていこうということで、ああいうテーブル、椅子を置くという観点は、決して間違いではありませんので、それに加えて、やはり何らかの仕掛けづくりをしながら、どういったことをすれば、そのにぎわいをつくれるのかということをしっかり検証していきたいというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 そのほか質疑のある方は、順次御発言ください。荻野委員。

◆荻野正己委員 債務負担行為の関係なんですが、風紋広場のあれなんですけど、12月でも説明があって、今回1年分の、こういう形で変更されてるわけですけども、いずれにしても、4年

度中には、次の募集っていうかね、されるというところだと思うんですけども、特に、現在やっておられる、このスポーツ施設協会辺りのこの意見っていうのを踏まえて、仕様書っちゅうか、業務内容を変えていくという検討をされるんだと思いますけども、いつ頃までに、やっぱり今後の予定でいえば、やっぱり9月ぐらいからされるっていう予定なんでしょうか。それまでに、どういうことを検討されるのかっていうことで、まだ今、検討中だということにはなってるんですけど、もし、この辺りっていうのが、分かれば、言える範囲で言っていたら、どうかよろしく。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。前回もちょっと説明させてもらったんですけども、そこからかなり進捗しとるっていうわけではございません。ただ、スポーツ協会のほうは、やっぱりその維持管理っていうのは、得意分野でやとられるんですけども、この仕掛けといいますか、人が集まるような仕掛けっていうのは、ちょっと苦手です。そういう人材も、協会の中にはいないというような状況でございます。今は、この市内のいろんな活動をされとる方々に御意見を聞きながら、どういったことをやとれば、この、しやすいのかとかですね、そういうイベント等ですね、そういったことを聞き取って行ったのを、水面下で今協議している状況でございます。公園・スポーツ協会のほうも、そのまちづくり団体みたいな方たちと一緒に組んで募集するっていうことは、いいことだなあとということで、ぜひ進めたいというような思いもあるようでございまして、何とか夏までには、何とか要項のほうを固めていきたいなと思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 そのほか質疑のある方。前田委員。

◆前田伸一委員 はい。公共土木災害復旧費で、補助要件に該当しなかった、倉見谷川河川災害復旧工事、これが単独災害になったといったような説明だったかと思っておりますけども、もう少し補助要件に該当しなかった理由っていいですか、教えていただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。補助対象の要件といいますのは、時間雨量20ミリ、または24時間雨量80ミリ以上、または、その事業費が1か所60万円以上というのが基本ベースでございます。また、これを基に、河川災害のほうは、護岸高さが1メートル以上、また、被災水深が2分の1以上というのが補助要件になってございます。今回は、この水深2分の1以上ということが、ちょっと証明ができない、写真とかですね、その被災状況を見ても、これが2分の1以上水深があったよということが、なかなかその査定に向けて証明ができないということで、残念ながら、この起債のほうに持っていったということでございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 ということは、当初、補助災害で向かえるというようなことで、執行部のほうも予算化をしていらっしやったんだと思うんですけども、ちょっと見通しが甘かったというようなことかなとも思うんですが、どうでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境、稲干でございます。見通しが甘かったと言われるとそうかもしれませんけども、事業執行者といましては、有利な財源をなるべく使おうと、たとえグレーゾーンがあっても、有利な財源があれば、通ればですね、そういったものに向かっていくというような方向でやっていきたいと思っておりますので、これだったら何とか通るんじゃないかなというような形で上げてるんですけども、県と協議をしながら、これはちょっと無理だよとかいったような状況で、残念ながら、こう落としていった案件っていうのもございます。そういったことでございます。

◆前田伸一委員 分かりました。

◆雲坂 衛委員長 そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

ここで1時間ほど立ちますので、換気等のため、5分程度休憩をさせていただきたいと思っております。

午後1時55分 休憩

午後2時0分 再開

◆雲坂 衛委員長 これより、建設水道委員会を再開いたします。

議案第24号令和3年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算について（説明・質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、先議分、議案第24号令和3年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を御説明ください。稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。特別会計のほうの補正を説明させていただきたいと思っております。資料1の29ページを御覧ください。

土地区画整理費特別会計、歳入でございます。繰越金、前年度繰越金、補正予算書は179ページでございます。これは、前年度繰越額確定に伴います繰出金の増でございます。補正額598万円、補正後の額598万2,000円でございます。

その下になります。諸収入のうち、保留地払下収入、千代水第二地区保留地払下収入でございます。同じく補正予算書179ページでございます。事業費実績見込みによる減額補正でございます。補正額634万3,000円の減、補正後の額ゼロ円でございます。

区画整理費特別会計、歳入補正額合計 36 万 3,000 円の減、補正後の額 5,065 万 6,000 円でございます。

続きまして、30 ページでございます。土地区画整理費特別会計の歳出でございます。区画整理費、千代水第二土地区画整理費、区画整理事業費のうち、保留地処分事務費でございます。補正予算書は 181 ページ、事業一覧は 77 ページでございます。これは、事業費実績見込みによる減額補正でございます。補正額 410 万 5,000 円の減、補正後の額 224 万 9,000 円でございます。

区画整理事業費のうち、一般会計への繰り出しは、前年度繰越額確定に伴います繰出金の増でございます。補正額 374 万 2,000 円、補正後の額、同じく 374 万 2,000 円でございます。

区画整理費特別会計、歳出補正額合計 36 万 3,000 円の減、補正後の額 5,065 万 6,000 円でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第 24 号令和 3 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 44 号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（説明）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、議案第 44 号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてを御説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。議案第 44 号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について御説明申し上げます。資料 1 の 31 ページを御覧ください。

かねてよりお知らせをしておりましたけども、鳥取市自家用有償バス南部支線につきましては、運行者の確保が困難となったことから、本年度末をもって廃止することとしております。南部支線 5 路線のうち、令和 3 年 4 月に河原町の国英地区、同年 10 月には、佐治町地域におきまして、それぞれ共助交通の運行が開始されたことによりまして、和奈見・国英線のうち、国英線、それから、佐治線が既に廃止となっております。

現在運行しております路線の地域につきましては、本年 4 月以降、西郷地区につきましては、乗合タクシーの導入、河原町散岐地区と用瀬地域につきましては、共助交通の導入が予定をされておきまして、代替交通が確保できたことによりまして、西郷線、散岐線、和奈見線、江波・赤波線を 3 月末で廃止するため、条例の一部改正をするものでございます。

資料 32 ページ、33 ページに新旧対照表を掲載しております。改正内容につきましては、第 2 条第 1 項の運行路線から南部支線の 4 路線を削除するとともに、第 2 項の南部支線の条項削除と、条ずれを修正させていただくものでございます。説明は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

議案第 50 号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆雲坂 衛委員長 それでは、次に、議案第 50 号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明ください。太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。それでは、議案第 50 号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。資料では、1 の 34 ページと 35 ページ、付議案では 25 ページとなります。

市営住宅の入居対象とならない住宅に困窮する勤労者に対し、住宅を賃貸するために設置された、勤労者住宅青谷城山団地の入居者資格のうち、年齢要件の見直しをお願いするものです。

これは、民法の一部改正で、成年年齢が引き下げられたことに伴い、18 歳以上の者が成年と規定され、単独で有効な契約ができるようになることから、勤労者住宅入居者資格条件のうち、単身者向け住宅の年齢対象を 20 歳以上から 18 歳以上に改正するものです。令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点、語句等の、語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

議案第 58 号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第 58 号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてを御説明ください。稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。資料 1 の 36 ページを御覧いただきたいと思います。鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてでございます。

これは、12 月の委員会で説明いたしましたけども、風紋広場の指定管理者の指定でございます。

公の施設名です。風紋広場。指定管理期間は、先ほど債務負担のほうで説明させていただきましたけども、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 までの 1 年間でございます。

指定管理者候補者として選定された団体は、公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会

ございます。

選定された団体の提案内容ですけれども、指定管理料総額が704万8,000円、年度ごとの指定管理料も、1年間ですので704万8,000円でございます。事業内容等でございますけれども、公共性を重視し、利用者、近隣住民などの声を大切にしながら、多様なニーズに応えられるように努めることと、また、施設の安心安全、緑の保全及び小まめな清掃に重点を置いて、常に清潔で魅力的な空間を提供できるよう、管理運営を行うといったものでございました。

選定の理由でございますけれども、公募がなかったために、公募によらないで指定管理者候補者の選考を行ったところでございます。経営状況もよく、地域貢献が評価されました公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会を指定管理者候補として選定するものでございます。

選考を行った委員会は、鳥取市都市整備部指定管理者選考委員会でございます。

配点でございますけれども、右側のほうを御覧ください。1～8までの8項目で、80点満点で配点してございます。

1者でございましたので、下に評価点がございますけれども、評価点80点満点のうち、32点以下が3人以上で失格になります。このたび、この評価点のところを見ていただきますと、みんなそれぞれ32点以上ということで選定したものでございます。

37ページ～43ページまでは、団体が提出した事業計画書等を参考までに掲載しております。後ほど御覧いただきたいと思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

議案第64号市道の路線の認定について（説明）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、議案第64号市道の路線の認定についてを御説明ください。田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。市道の路線の認定について説明させていただきます。付議案は55ページ～71ページとなります。資料1の44ページ、左を御覧ください。

新規認定路線は20路線となります。認定基準3条の4項で、開発行為による新規道路、これが18路線あります。歩道などのフットパス、これは認定基準3条の9で、公的に認定が必要なものとなります。位置図につきましては、資料1の45ページ～52ページの赤い破線で示しております。御確認ください。

提案理由は、道路法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

議案第65号市道の路線の変更について（説明）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、議案第65号市道の路線の変更についてを御説明ください。田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。市道の路線の変更について説明させていただきます。付議案は73ページ～96ページとなります。ここで訂正をお願いいたしたいと思います。手元に訂正箇所を記載した用紙をお配りしておりますけど、付議案は87ページと88ページにおいて、地図の気高町下石と気高町飯里の地名表記が反対となっております。訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは、変更路線について説明させていただきたいと思います。変更路線については、資料1の44ページ右側から45ページにかけて記載しております。

資料1の53ページ左側を御覧ください。これは、開発行為により道路が延長されることとなり、終点を変更するものでございます。

資料1の53ページ右側～62ページにつきましては、合併前に各市町村で認定したものをまとめて1本の市道にするものでございます。これは、市道の路線の重複や離れをなくし、これにより、正しい市道延長を記載することができるようになります。

変更前は青色、変更後は赤色の破線となっております。御確認ください。

提案理由は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしということで、次に行きます。

市道における道路賠償事故について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、その他報告として、市道における道路賠償事故についてを御説明ください。田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。資料2の2ページを御覧ください。

◆雲坂 衛委員長 皆様、今日はお配りしてませんが、事前にお配りしている資料。なければ、事務局、対応お願いします。では、御説明をお願いします。

○田村 温道路課長 はい。これは、令和3年9月25日土曜日、午後7時40分頃、鳥取市湖山町北3丁目地内の市道湖山北28号線で発生したものでございます。

事故の概要といたしましては、被害者が駐車場に止めていた車両を出庫した際に、市道の破損したコンクリート蓋から鉄筋が飛び出しており、車両のフロントバンパー部分を破損したものでございます。10月4日に被害者の家族から通報があり、同日現地確認及び事故発生箇所の

安全対策を併せてさせていただいております。被害者ら家族との状況の聞き取り、同日に、被害者の御家族に状況の聞き取りを行っております。車の破損状況の報告及び事故証明についてお願いしたところ、1月に写真と事故証明が届いたところでございます。報告が遅くなり、申し訳ございませんでした。今後は、保険会社と相談しながら、示談交渉を行う予定としております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から、質疑等はございますか。前田委員。

◆前田伸一委員 はい。ここの駐車場って、たしか昔はスーパーマーケットがあったところじゃないかなと思うんですけど、要は、以前に市のほうで造った側溝蓋なのか、それとも、スーパーのほうで造った、設置されたものなのか、よく、ここ以外にも、側溝の蓋のない、ついてない側溝に、駐車場を利用される方が各自でつけられるような場合があると思うんですけども、1つは、この蓋の設置を、誰、もしスーパーがしたとした、造つとる分であれば、何かスーパーのほうの責任なのかなというふうにも感じますし、その辺の責任の所在っていうのはどうなるんか、教えてください。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。通常、道路上に蓋の設置とかをスーパーとか、個人さんでもされる場合は、占用許可か、その責任の所在を自分が持つための占用か、帰属のほうの手続があります、24条とって、32条の占用か、24条で、道路にこういう材料を設置して、そのまま道路として使っていただきたいという、この2種類がありまして、ちょっとその辺の手続がどちらになってるかっていう確認が、あまりにも古過ぎて、資料が実際はないというのが現実で、実際、そうなれば、道路管理者が当然管理するエリアになるので、賠償が起こるということになります。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 はい。多分、資料がないんだろうなというふうには思います。これに類するところっていうのは、市内にもかなりあると思うんですよ。自分げに関係のある駐車場の入り口のところだけに蓋をされて、隙間が空いて、また隣の駐車場のところには蓋をされて、結局歯抜けの側溝の蓋になつとるようなところも結構見受けられますので、ここの事例でいくと、こういったものも全て資料がないのであれば、市の責任ということになるのであれば、その辺を踏まえたパトロール、危険性っていうか、市のほうでやってない蓋についても、目配せするっていいですか、注意を払っていただいて、管理のほうをお願いしたいと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 そのほか、委員の皆様から質疑等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。以上で建設水道委員会を終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午後2時22分 閉会

令和4年2月鳥取市議会定例会
建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和4年2月24日(木)
6階 会議室6-7・8

下水道部 (24日10:00～)

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第23号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第15号)【所管に属する部分】

議案第38号 令和3年度鳥取市下水道等事業会計補正予算(第2号)

2. その他

「鳥取市下水道等事業運営審議会答申」について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第5号 令和4年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第21号 令和4年度鳥取市下水道等事業会計予算

※裏面があります

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第 23 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 15 号) 【所管に属する部分】

議案第 24 号 令和 3 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算 (第 1 号)

2. 議案(説明)

議案第 44 号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第 50 号 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 58 号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 64 号 市道の路線の認定について

議案第 65 号 市道の路線の変更について

3. その他

市道における道路賠償事故について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算 【所管に属する部分】

議案第 6 号 令和 4 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算